



# Safety and Health 安全と健康

No.250

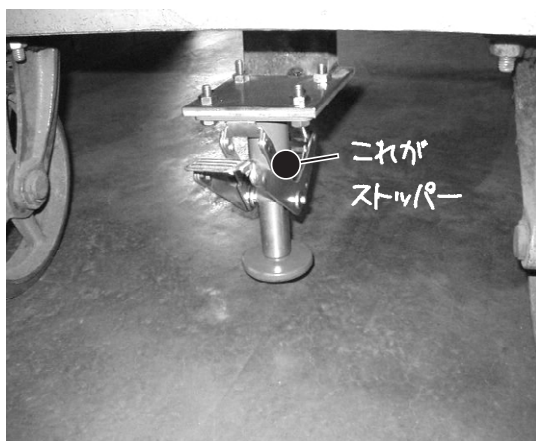
## 3月改善事例発表会の報告から

### 奥住容器での改善事例

奥住容器は全統一労働組合の分会のある化粧品等の容器を製造販売している会社です。大きく、かさばる容器の移動に台車を使いますが、積み下ろし時に予期せずに台車が動いてしまうことがありました。これを防ぐために、足で操作するブレーキを購入して取り付けました(写真1)。開放時(写真2)。大きい方のフットレバーを踏み込むとブレーキがかかります(写真3)。奥の小さいフットレバーを踏み込み、解除します。



【写真1】



【写真2】



【写真3】

- 2004年4.5月・センターから…2
- どうぞよろしく - 専従職員 仲尾豊樹さん…3
- 第5回東京安全センター総会…4
- アスベストリスクをない社会をめざす東京集会…6
- 東京労働局交渉報告…8
- 地域から・相談から
  - ・ビル清掃は通常動作範囲内?
    - ー上肢障害に業務外…13
- 夏のメコンデルタ2004参加者募集中!…14
- センター活動日誌&スケジュール/事務局通信…16

特定非営利活動法人  
東京労働安全衛生センター機関紙

〈頒価〉 200円

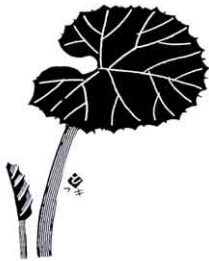
発行人: 平野敏夫  
住所: 〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル5F  
Tel (03) -3683-9765 Fax (03)-3683-9766  
E-mail etoshc@jcaapc.org  
Homepage URL http://www.jcaapc.org/etoshc/  
振替: 【郵便】00160-8-183157  
【中央労金亀戸支店】284-1612779  
発行日: 2004年5月28日



## 地域から・相談から

### ●拭き作業は通常動作範囲内?

—ビルメン清掃員の上肢障害に新宿署が業務外決定—



Mさん(54才・女性)は、昨年2月より新宿区にあるビルメンテナンス会社に勤め、文京区にある6階建てのビル清掃の仕事をしていた。勤務時間は8～20時(後に変更)。18～20時の時間帯にパート2名が入る以外、Mさん一人で作業していた。

Mさんは配属後、たった8～10時の2時間で6フロアにわたる男女トイレ掃除を1人でするようにと指示された。手ふき作業・モップ掛けを中心に、プロとして手抜きなく全フロアのトイレ清掃をするには、2時間では、どう考えても無謀だと思ったが、指示通り、実行しようと懸命にがんばった。しかし、やはり、時間内には終わらない。休憩もとらず、各階の給湯室の清掃になだれ込む毎日だった。

午前中の疲労がとれないまま、午後も1～6階までの階段、エントランス、外回りの清掃、トイレ・給湯室の手直し、さらには、担当階の事務所内の清掃、ゴミ置き場の整理と、ともかく動きつづけた。ビルの利用者に快適に使ってもらうために設備を清潔、かつきれいに清掃業務に誇りを持っていたからである。

勤め始めて4ヶ月ほどたった初夏のある日、Mさんは職場の作業中に突然のめまいに襲われた。この頃、左手首の痛みとともに身体の痙攣なども自覚し始めた。その後、日を追う毎に痛みは左上肢へ、さらに肩、首、右上肢へとひろがった。9月頃から、会社側に何度となく体調不良を必死に訴えたが、そのたびに「代わりがない」と言われ10月、11月を身体を引きずるように働き続けた。しかし、ついに限界がきた。

12月、医療機関を受診して「左手関節炎」「左肩関節拘縮」と診断され、休職に至った。今年1月末、Mさんは一旦症状も軽快して中央区のビルにまわされた。配属当初、現場8名という適正人数が確保されていた。前のビルに比べ作業負担上の問題はない現場だと安心していましたが、まもなく2名減という事

態が起きた。そのしわ寄せで2週間ほどで、再び状態が悪化し、3月末、休業となった。その後、今年4月ひまわり診療所に転院し、典型的な「頸肩腕障害」と診断されたのだ。

Mさんは2月下旬に新宿労働基準監督署に労災補償請求した。労基署による現場検証などにも立ち合い、作業内容などを説明したが、5月、業務外との決定を受けた。

「清掃業務は通常動作の範囲内であり、特に上肢に負担のかかる作業様態ではない」というのが理由である。ビル清掃は、汚れをきちんと落とし設備を曇りもシミもない状態にする作業である。その中心である拭き作業は、まさに上肢を使つての作業だ。拭き作業は、なでているだけの反復作業とは異なる。その上、Mさんは午前中一杯かかる1～6Fにわたる男女トイレ清掃で、右手だけでなく利き手ではない左手も使わざるを得なかった(絞り・押さえ・こすりなどの手作業)。平均的なビル清掃の常識では考えられないスピードで、週6日連続してやらなければならなかった。休憩時間も十分にとれないまま、午後もガラス、壁、シャッター等の拭き作業を続け、夜20時まで動き回らなければならなかった。交替要員がなく、追いつめられた状況が10ヶ月も続いたのである。

5月末、Mさんは、治療しながら、新しい配属先にもどった。もちろん業務外決定を不服として審査請求を予定している。(事務局・内田)